

## 随意契約理由書

件名	水上消防署 エレベーター保守点検業務
契約の相手方	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
<p>随意契約の理由</p> <p>本件は消防局水上消防署に設置されているエレベーターの運転機能を常時良好な状態で使用できることを目的とし、保守点検を行うものである。</p> <p>当エレベーターの性能及び安全性の確保には、製造メーカーの知識、技術が必要であり、他社では保守点検及び必要部品の調達は不可能である。</p> <p>当エレベーターは三菱電機(株)製であるが、同社はエレベーターのメンテナンス業務を三菱電機ビルテクノサービス(株)に移管しているため、当該業務を履行できるのは上記業者しかいない。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水上消防署 総務係 (電話番号 078-302-0119 )